

卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 14 条において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により同法第 13 条第1項の認定が令和7年1月 31 日をもってその効力を失ったので、同法第 14 条において読み替えて準用する同法第8条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年2月3日

神奈川県知事 黒岩 祐治

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置 及び取扱品目		開設者の名称及び住 所		認定の効力を失った日
株式会社荒井ベジ アス荒井青果秦野地方 卸売市場	秦野市 上大槻 388	野菜・果 実並びに これらの 加工品・ その他生 鮮食品 等	株式会 社荒井 ベジアス	秦野市 上大槻 388	令和7年1月 31 日